

令和8年度

甲種防火管理再講習の実施案内

高島市消防本部

1 講習日時および会場

日 時	令和8年7月16日（木）
	午前9時30分から午前11時30分まで（受付は午前9時00分から）
会 場	高島市今津町日置前5150番
	高島市消防本部 3階大会議室

2 受講科目および時間割

時 間	科 目
9:30～9:35	開講式
9:35～10:25	防火管理に関する消防法令等の改正概要
10:35～11:25	火災事例等に基づく防火管理対策
11:25～11:30	修了証交付

3 受講定員

10名（受付期間中であっても定員に達し次第締め切りますので早めにお申し込みください）

4 受講義務者

飲食店、店舗、ホテル、病院など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち収容人員が300人以上で甲種防火対象物の防火管理者が受講義務対象となります。

再講習は5年に1度受講する必要がありますので、選任された日の4年前までに甲種防火管理講習の課程を修了している人は、防火管理者に選任された日から1年以内に、それ以外の人は、最後に防火管理講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければなりません。

なお、防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている対象物で、受講期限内に受講しなかった場合には、認定の取消要件に該当しますのでご注意ください。

5 受講料

2,100円

6 受講手続き

(1) 受付期間

**令和8年6月22日（月）から6月26日（金）まで
（9時00分から17時00分までの間）**

(2) 受付場所

高島市消防本部 予防課（高島市今津町日置前5150番地 TEL：22-5403）

(3) 受講申し込み要領

受講申込書に必要事項を記入の上、受講料を添えて受付場所にお申し込みください。おつりの無いようにお願いします。

※ なお、電話、FAX、電子メールまたは郵送による受付はいたしませんので、本人または代理人がご来庁下さい。

7 修了証の交付

講習の全課程を修了した方に修了証を交付します。

8 受講の注意事項

- (1) 講習用テキストおよび資料は、受講当日会場でお渡しします。
- (2) 講習会当日は、受講票および筆記用具を忘れずに持参して下さい。
- (3) 時間を厳守して下さい。(遅刻、または早退の場合は原則、修了証を交付できません。)
- (4) 申込み受付後は、受講料の返金はできませんのでご了承ください。
- (5) 自然災害、その他社会的事故等により講習会の日程を変更または中止する場合があります。
- (6) その他講習についてのお問い合わせは、**高島市消防本部 予防課 (TEL: 22-5403)**までお願いします。

甲種防火管理再講習の受講期限

